

クリーニングご利用約款

(京都屋クリーニンググループ)

本約款は京都屋クリーニングの店舗または取次店（以下当店とします）を安心してご利用いただくために、お客様にご了解いただきたい事項をまとめたものです。お客様におかれましては、以下条項ご了解の上でご利用いただきますよう、なにとぞお願い申し上げます。

第1条（会員又はお客様登録）

当店をご利用いただくお客様は、もれなく利用者全員（一般・会員入会様）とさせていただきます。

第2条（会員資格）

当店と取引上で個人を特定する為、常時なんらかの方法（電話、携帯等）で双方向の連絡を取れる方、住所を記入いただける方、会員約款に測ってご利用いただける方とさせていただきます。また、双方向の連絡が取れない場合、会員約款に測ってご利用頂けない場合、当店のご利用をお断りする場合がございます。

第3条（利用方法とお願い）

1. お支払いは前金制とさせていただきます。
2. 受付後に、受付の際にわからなかった付属小物、ライナー、ベルト等があった場合また、レジ入力漏れや入力間違いがあった場合は、お客様に確認をさせていただいてからクリーニング工程へと移らせていただく場合がございます。
3. ご購入時の金額が 100,000 円以上のお品物は、受付時にその指お申し出ください。
4. 外注品扱いで、1点3千円を超えると予想される商品は内金でいただく場合がございます。
5. クリーニングを出す前にポケットの中の点検をお忘れなくお願いします。受付後、検品でお忘れ物が見つかった場合は有用性があると判断したものをお返しします。当方判断による廃棄、返品無用品に起因する責には応じられません。尚、万一お忘れ物からクリーニング品へ移染・破損などが発生しても責任は負いません。

6. ホコロビ、キズ、小さな穴もクリーニング中に広がる場合がありますので、よく点検してからお出してください。こちらの検品で見つかった場合は工程途中でお返しする場合がございます。お急ぎ品ほど特に十分確認してからお出してください。
7. 顧客識別の為、品質表示やラベル等にホチギス、安全ピンを使用し番号本タグを取り付ける場合がございます。但し、商品にラベル等が無い場合は、衣類に直せつ安全ピンを使用し取り付ける事がございます。その際に発生するホチギス、安全ピンの通し穴は保障の対象外となります。
8. 上下対の商品は必ず一緒にクリーニングにお出してください。どんなに染色がしっかりした商品でも、クリーニング回数によって色合いが変化します。また長い反物からなる染色工程時点で上下対でも染色堅牢度の誤差から色見に差異が生じてくる商品もございますので、あらかじめご了承ください。
9. シミの種類や、付いてしまった日時等がわかればお申し出ください。ボールペンやインクといった落ちにくいシミも早めにお持ちくだされば、当社の特殊シミ抜き技術で落ちる場合がございます。逆に落ちやすいシミでも日数が経つと酸化して落ちづらくなります。また、シミの種類によっては数か月着用後又は保管後、クリーニング行程中に浮き出てくるものや変色するものもございますので、その場合の補償等はありません。
10. 店内は長期の保管には適しておりません。繊維製品を扱う手前、糸埃が無いやすく仕上がった服に付着しやすい環境です。また店内は照明を使いますので、この照明の長期照射の影響で変退色を起こす原因にもなります。そして限られた収納スペースに商品を詰めることにより工場より整形され届けられた商品も型崩れの原因にもなります。品質、事故防止、また他のお客様にも大変ご迷惑となりますので、こちらからお引き取りのご催促をさせていただくこともございます。
11. お渡し予定日から30日を過ぎた商品は倉庫保管となる場合があります。この場合店頭に戻送するまでに1週間程かかります。
12. お渡し予定日から30日間を過ぎた商品は1点に付1日20円の保管料・火災保険料等を申し受けます。保管料をご納付いただけない場合は商品のお返しは出来かねます。予めご了承ください。

13. 当方からの連絡の有無に関わらず、お預かり日より3ヶ月をお引き取りがない場合そのご依頼品の毀損、汚損、又は盗難火災等によって生ずる損害についての責任は負いかねます。

14. お渡し予定日から6ヶ月を経過してもお引き取りがないお品物につきましては、弊社にて破棄する場合がありますので、予めご了承をお願いいたします。

15. ドライマークが洗えるとされている洗剤、洗濯機を使っても家庭でドライクリーニングは行えません。家庭洗濯トラブルが全国的に発生しております。

一度縮んだり、色が抜けたり、風合いが変わったお召し物は私たちプロでも修正不可能なものが多く、これらの事故後商品や他店での不適切なクリーニングをされ事故品となったものを当店に預けてからの起きるお申し出には対応いたしかねます。

16. 飾りボタン類や装飾品は外してからご依頼ください。これらは洗えないものが数多くあります。衣類についている品質表示に洗えると表記されていても、これらのものに対しての表示ではないものも多くなっております。よってこれらの紛失、欠損は保障外となります。

17. ご依頼品の受け取り時には、店員との受領点数確認を必ず行ってください。お渡し後の点数相違のお申し出はお受けできません。

18. お預かり伝票は無くさずお持ちください。預かり伝票なきものはお返しできない場合があります。

19. 商品についている番号本タグは必ず検品した後おはずし下さい。お客様の商品は全て番号本タグで管理しております。番号本タグ取り外し後や取扱いの不正が見られた場合のお問い合わせはお受けできません。尚、その他ハンガーや包装材等についている補助タグにはこれらの効力はございません。

20. 店内やお電話等で大声を上げたり、店員や他のお客様にご迷惑や恐怖感与えたと取られる行為が見受けられた場合については暴力団関係者の判定を得ることなく当方判断で110番通報、もしくは担当機関に相談させていただく場合がございます。

(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に規定)

21. 受付商品も永年劣化及び変化、耐用年数、取扱方法がございます。クリーニング後の個人の感性や感覚部分等に関するお申し出があった場合、弊社品質規定に測った再洗い、再仕上げを一度に限り保証期間内であれば無料でお受けさせていただきます。但しクリーニング本タグ付商品に限らせて頂きます。

第4条（賠償制度）

仕上がりはお引き取りの際に十分にご確認下さい。お引き取り後1ヶ月経過したお品物、1ヶ月以内でもクリーニングタグが外されたお品物に関しては、一切の責任を負いかねます。また、万一弊社に過失があった場合、補償は当社規定クリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。尚、責任判定を行うために、繊維製品における専門機関の鑑定もしくは繊維製品品質管理士の鑑定等を利用した場合、責任の所在が使用者もしくは製造者（メーカー）などと判明した場合、その過失割合に応じた鑑定料を実費で請求させていただきます。責任の所在の断定をすることが難しい場合においては、弊社では問題解決に直結する形を目指す理由から、着用に耐えうる状態での商品の納品を最優先しております。

第5条（事故原因所在）

クリーニングの事故原因所在以下の三つに大別します。

1. クリーニング処理方法に過失がある場合
2. 製造者（メーカー）の企画・製造等に過失がある場合
3. 使用者の使用方法及び保管方法等に過失がある場合

第6条（賠償範囲）

1. 弊社が事故賠償に応じられるのは次に示す内容です。

ア. クリーニング洗浄による損傷

イ. しみ抜き工程による損傷

ウ. プレス仕上げに損傷

エ. 不明及び紛失

オ. その他の原因による損傷につきましては、繊維製品における専門機関鑑定もしくは繊維製品品質管理士の鑑定による判断に基づくものとします。

第7条（賠償対象外）

1. 弊社が事故賠償の責に応じられないのは、次に示す内容です。

ア. 使用者保管中の損傷

イ. 永年劣化及び変化の著しい企画・製造された商品（ポリウレタン加工等）

ウ. 染色堅牢度の弱い素材で企画・製造された商品

- エ. 接着方法に問題のある素材・接着剤で組み合わせられ企画・製造された商品
- オ. 熱セット性が弱い生地で作成された商品（ブリーチ加工やシワ加工等）
- カ. クリーニング方法がまったく異なる素材で組み合わせられ企画・製造された商品
- キ. 海外製品、組成表示や洗濯表示に誤記や欠落が見受けられる商品、また表示責任者の名称・連絡先の表示がない商品
- ク. 通常の使用に耐えない素材で作成された商品
- ケ. 通常のクリーニングに耐えない素材で作成された商品
(洗濯表示が全て不可表記商品・スパンコール・刺繍・ビーズ・プリント刺繍・装飾品の破損・ボタン等欠落及び破損を含む)
- コ. 縫製撚糸の弱い商品によるほつれやほころび
- サ. 科学薬品等による変退色や脱色が見受けられる商品（整髪剤、パーマ液、漂白剤洗剤、バッテリー液、排気ガス等の付着によるもの）
- シ. 汗や日光・照明による変退色や脱色、永年劣化による変化等
- ス. 着用時に発生した破れ・ほつれ・糸引き等・ボタンの欠落及び破損
- セ. その他これらに類する使用者による事故

第8条（賠償条件）

第6条に基づく賠償条件は以下の通りです。

1. 当該商品お渡し予定日より30日間以内に番号本タグ商品に事故が判明し、お申し出頂いた場合、もしくは弊社が事故扱いと認めた場合に限りです。
2. 保障時必要となります商品購入価格については、購入時の領収書・レシートを必要とします。それ等が紛失、または手元がない場合につきましては、商品製造年月日を基準としたメーカー調査を行い、当時の参考価格を元に購入価格を決定させていただきます。メーカーと連絡が取れない、又は商品の確認が取れない場合につきましては都度協議の上、決定させていただきます。
3. 時価を超えての補償、商品への付加価値には応じられません。
(形見の品やプレミアム等ついている品の価値)
4. 当該弁償品の返却及びクリーニング代金は、お返しできません。
5. 購入価格10万円を超える商品のご依頼時、その指のお申し出がなかった場合の補償は商品購入価格を最大5万円とさせていただきます。購入価格が不明の場合は、お支払いただいたクリーニング料金のドライ品40倍、水洗い品20倍を最高額とさせていただきます。

6. メーカーが製造物責任（製品の欠陥により消費者が生命・身体・財産に損害を被った場合製造者などに責任を負わせること。PL法）に任ずるように、お客様に代わって事故賠償交渉を弊社が行う場合もございます。

7. 外国で購入された商品、偽造品、並行輸入品につきましては、いかなる事故におきましても保障対象外とさせていただきます。

第9条（免責）

下記の場合は、免責とさせていただきます。

1. 台風、地震などの自然災害による
2. 主観的価値である無形的損害賠償や精神的慰謝料には応じられません。
3. インポート（輸入）商品の衣文化の違いによる事故についても賠償も時価の範囲を超えることはありません。

第10条（約款内容の変更）

当社の約款・クリーニング事故賠償規約は会員に事前通知をすることなく、内容または名称を変更することがございます。この場合の利用条件は、商品お預かり時点の会員約款によります。約款内容変更にあたって、会員にその指を広く周知する努力をするものとする。

第11条（協議事項）

本約款・クリーニング事故賠償基準に記載無き事項及び本約款の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、お客様と弊社担当員において相互扶助の精神に基づき、協議の上、穏やかに解決を図るものとさせていただきますが、二者間において問題解決が難しいと判断した場合には中立公正な第三者機関にお客様にも仲裁申し出をお願いする場合がございます。

清潔

【クリーニング事故賠償基準】

1. 万一弊社に過失があった場合、クリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。
2. 賠償額は、特約のあった場合のほかは次の方式によって算出いたします。
3. 当店が賠償金と同時に事故品を引き渡す場合は、賠償額の50%とさせていただきます。
4. 「商品平均使用年数」及び「物品の購入から経過月数に対応する保障割合」算定は全国クリーニング生活衛生同業組合連合会規定「クリーニング事故賠償基準」に準じた当社賠償基準に基づきます。

第12条（お取引のお断り事項）

当社は、お客様が次の各事項に該当する場合、何らの催告も要することなく、お客様との契約を解除させていただきます。また、お客様の当社の店舗及び敷地（駐車場等の一切の付属施設を含みます。以下「店舗及び敷地等」といいます。）への立ち入りを禁止し、立ち入り後においては直ちに退去いただき、かつ役務の提供その他一切のお取引をお断りいたします。

1. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力である場合、あるいはお取引開始後にそれが判明した場合。
2. 当社の店舗及び敷地等において粗野または乱暴な言動をなして、他のお客様に迷惑不安感、不快感を与える場合。
3. お客様が当社の従業員に対し、不当または暴力的な要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。
4. 上記各項は京都屋クリーニンググループ全店に適用されます。